健康リスク初期評価 再評価物質の新旧結果(再評価を実施した2物質を再掲)

番号		曝露 経路 -		の評価結果			第 1 5 次とりまとめ評価結果 ^(注 1)													
			有害性	の知	見 ^(注2)	曝累	客評価 ^(注2)	MOE (注2,3)	リスク の判定 (注4.5)	総合的 な判定 (注2,5,6,7,8)	とり まとめ	有害性の知見 ^(注2)		曝露評価 ^(注2)		MOE (注2,3)	リスク の判定	総合的 な判定		
			無毒性量等	動物	影響評価指標 (エンドポイント)	曝露の媒体	予測最大曝露量 ・濃度	がんの過剰発生率				無毒性量等	動物	影響評価指標 (エンドポイント)	曝露の媒体	予測最大曝露量 ・濃度	がんの過剰発生率	の判定 (注5)	な判定(注5.6)	変 更 概 要
3	グルタルアルデヒド [110-30-8]	経口	0.40 mg/kg/day	ラット	腎臓重量の減少	飲料水	- μg/kg/day	MOE -	×			0.40 mg/kg/day ∋	= L	腎臓重量の減少	飲料水	- μg/kg/day	MOE -	×	()	・有害性の知見については変更なし。 ・曝露データを見直したが、総合的な判
						淡水	0.016 μg/kg/day	MOE 2,500			第9次		791		地下水	- μg/kg/day	MOE -	×		
		吸入	0.0016 mg/m ³	ラット	鼻の刺激症状、体 重増加の抑制	一般環境大気	- μg/m ³	MOE -	×		353/	0.0016 mg/m ³	ラット	鼻の刺激症状、体 重増加の抑制	一般環境大気	0.0086 μg/m ³	MOE 19			定結果に変更はなかった。
			0.0010 mg/m			室内空気	- $\mu g/m^3$	MOE -	×			0.0010 mg/m	291	重増加の抑制	室内空気	- μg/m ³	MOE -	×	×	
	o- ジクロロベンゼン [95-50-1]	経口	43 mg/kg/day	ny マウス	腎尿細管の変化	飲料水・食事	- μg/kg/day	MOE -	×	[]		43 mg/kg/day	マウス	尿細管再生	飲料水	- μg/kg/day	MOE -	×		・経口曝露については場露データを見直 したが、総合的な判定結果に変更はな かった。 ・駅入場露については、有害性の知見及 び場露データの見直しより、一般環境 大気の吸入場露の総合的な判定結果に変 更はなかった。室内空気については、情 一級収集等をうか要性は低いと考えられ る」に変更された。
			43 mg/kg/day			地下水・食物	< 0.042 μg/kg/day	MOE > 100,000			パイ				淡水	0.0013 μg/kg/day	MOE 3,000,000			
		吸入	0.024 mg/m ³	ラット	肺炎と好酸球増多 症	一般環境大気	$0.12 \mu g/m^3$	MOE 20		[]	事業	0.75 mg/m ³	ラット	肝臓相対重量の増 加、肝細胞肥大	一般環境大気	\bar{a} 0.12 $\mu g/m^3$	MOE 630	(()	
						室内空気	< 0.2 μg/m ³	MOE > 12		[]					室内空気	- μg/m ³	MOE - ×	×	()	

- (注1) 表中の網掛けは、前回評価結果からの変更箇所を示す。
- (注2) -:無毒性量等が設定できなかった、あるいは予測最大曝露量・濃度が設定できなかった場合、MOEの算出ができなかった場合、総合的な判定が行われなかった場合。 (-):評価の対象外、あるいは評価を実施しなかった場合。
- (注3) MOE:無毒性量等を予測最大曝露量、あるいは予測最大曝露濃度で除した値。但し、無毒性量等を動物実験から設定した場合には10で除し、さらにヒトで発がん作用があると考えられる場合には最大10で除して算出する。
- (注4) 「リスクの判定」は、第5次とりまとめでは「リスク評価の結果」という項目名で表記されている。
- (注5) :現時点では作業は必要ない、:情報収集に努める必要がある、:詳細な評価を行う候補、x:現時点ではリスクの判定はできない。
- **(注6) リスク評価の指標が設定できない場合や曝露情報が把握されていないためにMOEが算出できず、リスクの判定ができなかった場合でも、関連情報から情報収集等の必要性について推定できた場合には、健康リスク評価分科会による総合的な判定により下記の通り分類した。**
 - ():情報収集等を行う必要性は低いと考えられる、():情報収集等を行う必要性があると考えられる、():詳細評価を行う候補と考えられる。
- (注7)総合的な判定の欄において、パイロット事業の評価内容を第6次とりまとめ以降の表記形式で記載すると、【 】内に示したようになる。
- (注8) パイロット事業では、「総合的な判定」は表記されていない。